

## 加須市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する基本方針

### 1 趣 旨

本方針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 125 条の 2 第 1 項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から委託を受けた高齢者保健事業の実施に関し、国民健康保険制度の保健事業及び介護保険法の地域支援事業との一体的な実施（以下「一体的実施」という。）の在り方を含む基本的な方針を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

- (1) 人生 100 年時代を見据え、高齢者、その中でも特に後期高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らし続けることができるよう、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止など健康の保持増進、社会参加の促進を図り、健康寿命を延伸するため、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を実現し、「埼玉一の健康寿命のまち」を目指す。
- (2) 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施に当たっては、高齢者一人ひとりに対して、身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、効果的かつ効率的できめ細やかに実施する。
- (3) 一体的実施の基本的な考え方となる「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を実現し、「埼玉一の健康寿命のまち」を目指す視点を関係課と共有するとともに、各部門計画における高齢者保健事業と介護予防の位置づけや事業の優先順位について明確にし、十分に連携しながら円滑に取り組む。
- (4) 高齢者保健事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施を図る観点から、医療保険者である広域連合との連携の下、国民健康保険制度の保健事業及び介護保険法の地域支援事業（介護予防）と一体的に実施する。

### 3 一体的実施の概要

- (1) 国保データベース（KDB）システム等を活用して一人ひとりのデータの分析を行い、高齢者の多面的な健康課題や地域課題から重点課題を明確にし、庁内外の関係機関や地域の医療関係団体と調整、連携をすすめ、事業の企画、調整、分析を行い、高齢者の特性を踏まえた支援を行う。
- (2) 心身の多様な課題を抱える高齢者を特定し、必要な医療・介護サービスにつなげる。また、疾病予防・重症化予防と併せ介護予防を実施し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う。
- (3) フレイル対策として、地域の医療関係団体等と連携を図り、通いの場へ医療専門職が積極的に関与し、フレイル状態にある高齢者の早期把握や医療・介護サービスへつなぎフレイルの予防を行い、疾病予防や重症化予防、介護予防を推進する。

#### 4 一体的実施の推進体制

##### (1) 庁内関係課との連携

一体的実施は、次に掲げる課所が相互に連携して推進する。

課所	主な役割
健康医療部 いきいき健康長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一体的実施に係る事業の企画及び総合調整、事業の評価</li> <li>○ 国保データベース(KDB)システムを活用した地域の健康課題の分析、明確化、事業対象者の把握</li> <li>○ 被保険者個人に関するデータ分析及び個別的支援対象者の抽出</li> <li>○ 医療関係団体等との連絡調整</li> <li>○ 国民健康保険の保健事業との連携、推進、進捗管理</li> <li>○ 地域支援事業との連携、推進、進捗管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通いの場等における支援の実施に際し、代表者との連絡、調整</li> <li>・ 高齢者相談センター(地域包括支援センター)との連絡調整</li> <li>・ 介護予防サポーター、健康づくりサポーターとの連絡、調整</li> </ul> </li> <li>○ 各種関連計画との連携、推進、進捗管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり推進計画(健康増進計画・食育推進計画)、歯と口の健康づくり基本計画、特定健康診査等実施計画</li> <li>・ 加須市国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)</li> </ul> </li> <li>○ 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)の実施</li> <li>○ 通いの場等への参加者への支援(ポピュレーションアプローチ)として健康教育及び健康相談等を実施</li> </ul>
健康医療部 国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域連合、埼玉県国保連合会との連絡調整</li> <li>○ 国民健康保険の保健事業との連携、推進</li> <li>○ 各種関連計画との連携、推進、進捗管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加須市国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)、広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)</li> </ul> </li> </ul>
健康医療部 健康医療推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種関連計画との連携、推進、進捗管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり推進計画(健康増進計画・食育推進計画)、歯と口の健康づくり基本計画</li> </ul> </li> </ul>
福祉部 高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域支援事業との連携、推進、進捗管理</li> <li>○ 高齢者相談センター(地域包括支援センター)との連絡調整</li> <li>○ 加須市高齢者支援計画との連携、推進、進捗管理</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スポーツ・レクリエーションの振興</li> </ul>

##### (2) 関係機関との連携

一体的実施は、委託元である広域連合と連携して実施する。

また、必要に応じて、加須医師会、加須市歯科医師会、加須市薬剤師会といった関係機関の助言及び協力を求めながら推進する。

(3) 関係機関又は関係団体への委託

一体的実施に係る取組は、必要に応じて、事業を適切かつ確実に実施することができる  
と認められる関係機関又は関係団体へ委託して実施することとする。

(4) 地域住民等との協働

高齢者の社会参加を促すため、地域住民やボランティア参加者等との協働の下、地域ぐ  
るみの推進体制の構築を目指すこととする。

5 事業の取組内容

一体的実施に係る事業では、概ね次に掲げる取組を実施する。

取組の区分	実施内容	担当課	連携課
事業の企画・調整等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保データベース（KDB）システムを活用し、健康課題を分析・明確化し、関係課と共有、事業の調整、関係団体と連携する。また、事業全体の企画・調整・分析等を行う。</li> </ul>	いきいき健康長寿課	国保年金課 高齢者介護課
健康課題の分析、対象者の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保データベース（KDB）システムを活用し、医療、健診、介護等の情報を一元的に把握する。集計データをもとに、国、県、同規模市との比較や経年変化などから、重点課題を明確化し、対象者を抽出する。</li> </ul>		
健康課題がある人へのアウトリーチによる個別的支援の取組（ハイリスクアプローチ）	<p>① 低栄養予防・重症化予防の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医やかかりつけ歯科医等と連携した、栄養・口腔・服薬に関わる相談や保健指導を行う。</li> <li>生活習慣病等の重症化予防に関わる相談や保健指導を行う。</li> </ul> <p>② 重複・頻回受診者、重複投与者等への相談、指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト情報から抽出した重複・頻回受診者、重複投薬者、併用禁忌薬がある者や多量投薬者へ、保健師等の医療専門職が介入し、適正受診や適正服薬の勧奨のための訪問指導等を行う。</li> </ul> <p>③ 健康状態が不明な高齢者の状態把握や必要な医療・介護サービスへのつなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保データベース（KDB）システム等から抽出した医療・介護サービス等につながない健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性のある高齢者等を抽出し対象者を把握する。対象者へ保健師等の医療専門職が介入し、後期高齢者の質問票や各種チェックリスト等により</li> </ul>	いきいき健康長寿課	国保年金課 高齢者介護課

	健康状態や心身機能を把握し必要な支援を行う。 ・ 必要に応じて、受診勧奨など適切な医療介護サービスへのつなぎや、通いの場への参加勧奨を行う。		
通いの場等における健康教育等の取組(ポピュレーションアプローチ)	・ 通いの場に保健師等の医療専門職を派遣し、フレイル予防等の健康教育及び健康相談等を開催する。	いきいき健康長寿課	国保年金課 高齢者介護課

## 6 事業の評価

必要に応じて個別の実施計画を定めた上で、事業実施前後の状態像を把握し、事業の成果等を確認する。事業の振り返りの際は、ストラクチャー（実施体制等）、プロセス（事業の進め方等）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（事業実施効果）の4つの視点で実施状況を評価し、PDCAサイクルに沿って事業の継続的な改善を図ることとする。

## 7 個人情報の取扱い

一体的実施においては、個人の健康に関する秘匿性の高い情報を扱うことに留意した上で、次のとおり取り扱う。

- (1) 一体的実施に携わる課所の職員は、法第125条の3第4項の規定に基づき、事業の実施に必要な範囲内において、3の(1)に掲げる課所が保有する被保険者の医療、健診、介護等に関する情報（以下「健康等情報」という。）を閲覧し、又は取得した上で、事業に活用することができるものとする。
- (2) 事業の一部を関係機関又は関係団体に委託する場合には、法第125条の4第2項の規定に基づき、当該委託した事業の実施に必要な範囲内において、被保険者の健康等情報を提供するものとする。この場合においては、提供を受けた情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約に定めるとともに、委託先において当該定めが遵守されるよう適切に監督しなければならないものとする。
- (3) 上記に定めるほか、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）のほか、加須市情報セキュリティポリシーを遵守し、適切に取り扱うこととする。

## 8 施行期日

本方針は、令和2年6月5日から施行する。

一部改正 令和5年4月1日

附則（令和5年3月30日 健康医療部長決裁）